

事業所名	特別養護老人ホーム 和みの園
管理者	木内 菜穂子
介護保険事業所番号	1471000644号
所在地	横浜市戸塚区東俣野町1705番地
電話番号	045 (851) 0753

職 種	従事するサービス類、業務	人 員
管理者	職員管理、業務管理	1 名
医師	健康管理、診療	1 名（非常勤 1 名）
生活相談員	利用者の相談援助	1 名（常勤兼務 1 名）
介護職員	日常生活に必要な介護	2 9 名（常勤 2 4 名・非常勤 2 名・非常勤介護助手 3 名）
看護師・准看護師	健康管理、服薬管理	7 名（常勤 5 名・非常勤 2 名）
機能訓練指導員	機能訓練指導業務	1 名（常勤兼務 1 名）
管理栄養士	食事、栄養管理	1 名（常勤兼務 1 名）
介護支援専門員	介護支援業務	2 名（常勤兼務 2 名）

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
利用定員	80名（空床利用型短期入所も含む）		
居 室	2人部屋	33室（1室23.1㎡）	1人当り面積11.5㎡
	個 室	14室（1室13.9㎡）	
食 堂	2室		
機能訓練室	1室		
浴室	2室		一般浴室と特殊浴室があります
便所	30箇所		
洗面所	各室1箇所		
医務室	1室		
静養室	1室		
面接室	1室		
和室	1室		
理美容室	1室		

①食事 朝食 7:30～8:30、昼食 12:00～13:00
おやつ 15:00～15:30、夕食 18:00～19:00
(行事等により、変更となる場合があります。)

- ②入浴 最低週2回入浴は可能です。当日の体調等により清拭となる場合があります。
- ③介護 入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、整容介助、施設内移動の付添等を行ないます。
- ④相談援助 入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行ないます。
- ⑤社会生活上の便宜の提供
教養娯楽設備を備えるとともに、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を実施いたします。
入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者及びその家族において行なうことが困難な場合は、入所者及びその家族の同意を得て、代わって実施いたします。
入所者とその家族との交流の機会等を設けます。
入所者の外出の機会を設けます。
- ⑥機能訓練 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善または減退を防止する訓練を実施いたします。
- ⑦栄養管理 入所者の栄養状態の維持改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施いたします。
- ⑧口腔衛生の管理
入所者の口腔の健康状態の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるように口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に実施いたします。
- ⑨健康管理 看護職員や配置医師により、健康管理に努めます。

5 利用者負担金

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の3種類に分かれます。なお（2）または（3）の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があればお尋ねください。

（1）介護報酬に係わる利用者負担金

区分	単位数	負担金 (1 割)	負担金 (2 割)	負担金 (3 割)	内容の説明
①基本額 (1 日あたり)	要介護 1 589 単位	632 円	1263 円	1895 円	介護保険の介護老人福祉施設を利用した際の、基本料金です。
	要介護 2 659 単位	707 円	1413 円	2120 円	
	要介護 3 732 単位	785 円	1570 円	2355 円	
	要介護 4 802 単位	860 円	1720 円	2580 円	
	要介護 5 871 単位	934 円	1868 円	2802 円	
②加算額	日常生活継続支援 加算 I (1 日) 36 単位	39 円	77 円	116 円	前 6 月又は前 12 月の新規入所者の総数のうち要介護 4 か 5 の占める割合が 70% 以上(または、前 6 月又は前 12 月の新規入所者の総数のうち介護を必要とする認知症の症状がある新規入所者の割合が 65%以上)、かつ介護福祉士の数が常勤換算方法で 15 名以上である場合の加算。
	看護体制加算 I 口 (1 日) 4 単位	5 円	9 円	13 円	常勤の看護師を配置した際の加算です。
	看護体制加算 II 口 (1 日) 8 単位	9 円	17 円	26 円	看護職員の数を 4 名以上配置した際の加算です。
	夜勤職員配置加算 I 口 (1 日) 13 単位	14 円	28 円	42 円	夜勤時間帯の介護・看護職員を、最低基準より 1 名多く配置した場合の加算です。

生活機能向上連携 加算Ⅰ (1月) 100単位	108円	215円	322円	医療提供施設等の理学療法士等がサービス提供の場合またはICTを活用した動画等により利用者の状態を把握した上で助言を行ない、当施設の機能訓練指導員等と共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した際の加算です。
生活機能向上連携 加算Ⅱ (1月) 200単位	215円	429円	644円	医療提供施設等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員等と共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した際の加算です。
ADL維持等加算Ⅰ (1月) 30単位	33円	65円	97円	利用者全員を対象とし、利用開始月とその6か月後にBarthel indexにてADL値を測定し、6か月後に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が1以上である場合に加算(データは厚生労働省に提出)。
ADL維持等加算Ⅱ (1月) 60単位	65円	129円	193円	上記の計算方法にて得た値が3以上である場合に加算。
若年性認知症受入加算 (1日) 120単位	129円	258円	386円	若年性認知症の患者に、個別の担当者を中心にサービスを提供した際に加算。
精神科医療養指導加算 (1日) 5単位	6円	11円	16円	認知症の症状を有する入所者が全体の1/3以上を占め、精神科医師の定期的な療養指導が月に2回以上実施されている場合に加算。
外泊時費用 (1日) 246単位	264円	528円	792円	入院や外泊により上記基本額がかからない際の費用です(1月に6日まで)。
外泊時費用 (1日) 560単位	601円	1201円	1801円	居宅にて外泊した際に、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合の費用です(1月に6日まで)。
初期加算 (1日) 30単位	33円	65円	97円	新たに入所した日または31日以上入院後に再入所した際に加算(30日まで)。
退所時栄養情報連携加算 (1回) 70単位	75円	150円	225円	療養食を必要または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、その居宅に退所する場合は主治医の医療機関等及び担当の介護支援専門員に対して、医療機関や他の介護保険施設に入院等をする場合は当該医療機関等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した際に、1月に1回を限度として加算。
再入所時栄養連携加算 (1回) 200単位	215円	429円	644円	退院時に、別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とした場合、医療機関の管理栄養士と当施設の管理栄養士が連携し栄養ケア計画を策定した際に加算。
退所前訪問相談援助加算 (1回) 460単位	494円	987円	1480円	退所後に生活する居宅・施設を訪問し、相談援助等を行なった際の加算です。
退所後訪問相談援助加算 (1回) 460単位	494円	987円	1480円	退所後、30日以内に居宅や施設を訪問し、相談援助等を行なった際の加算です。
退所時相談援助加算 (1回) 400単位	429円	858円	1287円	退所時に相談援助等を行ない、退所後2週間以内に市等に文書により必要な情報提供を行なった際の加算です。
退所前連携加算 (1回) 500単位	536円	1072円	1608円	退所後に利用する予定の居宅介護支援事業者に文書により情報の提供を行ない、かつその居宅介護支援事業者と連携し、居宅介護サービスの利用調整を行なった際の加算です。
退所時情報提供加算 (1回) 250単位	268円	536円	804円	退所し医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行なった場合の加算です。

経口移行加算 (1 日) 28 単位	30 円	60 円	90 円	経管栄養を実施している入所者に、経口移行計画を作成し、実施している際の加算です(180 日間までとし、それ以降は医師の指示により延長も可能)。
経口維持加算 I (1 月) 400 単位	429 円	858 円	1287 円	摂食機能障害を有する入所者の食事の観察や会議等を行ない、個別に作成された経口維持計画に則り、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行なった場合の加算です。
口腔衛生管理加算 I (1 月) 90 単位	97 円	193 円	290 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上実施し、口腔ケアに関する技術的助言・指導を当施設の介護職員に行なった際の加算です。
口腔衛生管理加算 II (1 月) 110 単位	118 円	236 円	354 円	口腔衛生管理加算 I の内容に加え、その評価結果等を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理の実施に当たって当該情報等を活用した場合の加算です。
療養食加算 (1 回) 6 単位	7 円	13 円	20 円	配置医師の指示により、糖尿病食や腎臓病食等の治療食を提供した際の加算で、1 日 3 回まで算定可能です。
特別通院送迎加算 (1 月) 594 単位	637 円	1274 円	1911 円	透析を要する入所者に、その家族や病院等による送迎が困難である等、やむを得ない事情がある場合に、1 月に 12 回以上、通院のための送迎を行なった場合の加算です。
配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間・深夜以外 1 回 325 単位	349 円	697 円	1046 円	配置医師が早朝(6 時から 8 時まで)、夜間(18 時から 22 時まで)、深夜(22 時から 6 時まで)以外の時間帯に訪問し診療した際の加算です。
配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間 1 回 650 単位	697 円	1394 円	2091 円	配置医師が早朝(6 時から 8 時まで)または夜間(18 時から 22 時まで)に訪問し診療した際の加算です。
配置医師緊急時対応加算 深夜 1 回 1300 単位	1394 円	2788 円	4181 円	配置医師が深夜(22 時から 6 時まで)に訪問し診療した際の加算です。
看取り介護加算 I・II (1 日) 72 単位	78 円	155 円	232 円	看取り介護を行なった際の加算です(死亡日前 45 日～31 日)。
看取り介護加算 I・II (1 日) 144 単位	155 円	309 円	463 円	看取り介護を行なった際の加算です(死亡日前 4 日～30 日)。
看取り介護加算 I (1 日) 680 単位	729 円	1458 円	2187 円	看取り介護加算 II の算定基準に合致しないものの、看取り介護を行なった際の加算です(死亡日前日及び前々日)。
看取り介護加算 I (1 日) 1280 単位	1373 円	2745 円	4117 円	看取り介護加算 II の算定基準に合致しないものの、看取り介護を行なった際の加算です(死亡日)。
看取り介護加算 II (1 日) 780 単位	837 円	1673 円	2509 円	配置医師と施設の間で緊急時の注意事項の取り決めを事前に定める等の体制を整え、看取り介護を行ない、施設内で看取った際の加算です(死亡日前日及び前々日)。
看取り介護加算 II (1 日) 1580 単位	1694 円	3388 円	5082 円	配置医師と施設の間で緊急時の注意事項の取り決めを事前に定める等の体制を整え、看取り介護を行ない、施設内で看取った際の加算です(死亡日)。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1 日) 200 単位	215 円	429 円	644 円	医師により、認知症の行動等により在宅生活が困難で緊急で利用することが適当と判断された際に加算(7 日間のみ)。
褥瘡マネジメント加算 I (1 月) 3 単位	4 円	7 円	10 円	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、3 月に 1 回評価を行ない、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用しており、また、その評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録(3 月に 1 回は褥瘡ケア計画を見直し)した場合の加算です。

	褥瘡マネジメント加算Ⅱ (1月) 13単位	14円	28円	42円	上記に加えて、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合の加算です。
	排せつ支援加算Ⅰ (1月) 10単位	11円	22円	33円	排泄に介護を要する入所者のうち、状態の軽減・悪化の防止が見込まれると医師等が判断し、医師等が共同し原因の分析や支援計画の作成・実施等を行ない、3か月ごとに評価と計画の見直しを行ない、データを厚生労働省に提出し排泄支援に当たって当該情報等を活用した場合の加算です。
	排せつ支援加算Ⅱ (1月) 15単位	16円	32円	48円	排せつ支援加算Ⅰの算定要件に加えて、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合の加算です。
	排せつ支援加算Ⅲ (1月) 20単位	22円	43円	65円	排せつ支援加算Ⅰの算定要件に加えて、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合の加算です。
	自立支援促進加算 (1月) 280単位	301円	601円	901円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行なうとともに、3月に1回、医学的評価の見直しを行ない、施設サービス計画等の策定等に参加及び計画の見直しを行なった上で、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合に加算(情報については厚生労働省に提出)。
	科学的介護推進体制 加算Ⅱ (1月) 50単位	54円	108円	161円	入所者ごとの心身の状況や疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、そのフィードバックの活用によりPCDAサイクルの推進とケアの質の向上の取り組みをした場合の加算です。
	安全対策体制加算 (1回) 20単位	22円	43円	65円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算(入所時に1回のみ)。
	高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ (1月) 10単位	11円	22円	33円	施設の協力医療機関との間で新興を含む感染症の発生時において事前に対応の取り決めを行なうこと、感染症の発生時には協力医療機関と連携し対応すること、協力医療機関が開催する感染症対策に関する研修や訓練に年に1回以上参加すること等を条件に加算。
	新興感染症等施設療 養加算 (1日) 240単位	258円	515円	772円	入所者が新興感染症等に感染した場合、相談対応・診療・入院調整等を行なう医療機関を確保した上で、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行なった上でサービスを提供した場合に、1月に1回連続する5日を限度に加算。
	生産性向上推進体制 加算Ⅱ (1月) 10単位	11円	22円	33円	利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設け、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行ない、見守り機器等のテクノロジーを導入し、1年に1回以上、業務改善の取組の効果を記すデータを厚生労働省に提出した場合、1月に1回加算。
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(1月) 合計単位数の 140/1000 を加算				介護職員等の賃金改善等を実施するための加算です。

※ 利用された方の負担金は、その月に利用された単位数(加算含む)×10.72(地域区分)の10～30%です。

※ 看取り介護加算を算定する場合、死亡した月にまとめて算定することになっているため、サービスを利用していない月や退所した後についても、請求が行なわれることがあります。

(2)「食費、居住費」

区 分	金 額	内容の説明
①食費(1日)	2051円	通常の食事以外に、特別な食事(下記参照、全額自己負担)を選択することもできます。
②居住費(1日)	[2人部屋] 1040円 [個室] 1700円	感染症等により個室の利用が適当と医師が認めた方については、2人部屋の料金が適用されます。

※ 上記の介護報酬に係わる利用者負担金と食費、居住費は、「介護保険負担限度額認定証」や「社会福祉法人による利用者負担軽減確認証」の交付を受けていない方の料金です。交付を受けている方には、証に記載されている通りの減額措置があります。

※ 入院・外泊等により居室を使用されない場合であっても居住費はかかります。(短期入所生活介護等により居室を使用する場合を除く。)その場合の費用は、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方はその証に記載されている額、それ以外の方は上記(2)の②の額となります。

(3)その他の費用(全額、自己負担)

区 分	金 額	内容の説明
①理美容代	カット 1300円 シャンプー 900円 パーマ 4300円 カラーリング 4300円 顔そり 900円 ヘッドマッサージ 700円 ハンドマッサージ 700円	利用者の希望・選択によって提供した場合。(原則として、前々日までにお申し出下さい。)
②特別な食事代 (通常の「食費」とは別の負担となります。)	・うなぎ(主菜の代わりに提供) 630円 ・天ぷら(3品、主菜の代わりに提供) 260円 ・ラーメン(主食、主菜の代わりに提供) 260円 ・カレーライス(主食、主菜の代わりに提供) 110円 ・刺身(主菜の代わりに提供、夏場は提供できません) 970円	利用者の希望・選択によって提供した場合。(原則として5日前までにお申し出下さい。)
③日用品費	ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、口腔内保湿ジェル等 実費	利用者の希望・選択によって提供した場合。(持参の場合は無料です。)
④クリーニング代	実費	利用者の希望によって依頼された場合。
⑤行事費	実費	利用者の希望によって参加した場合。
⑥複写物の交付	1枚 10円	利用者の希望によって依頼された場合。
⑦電気料金	テレビ等 1日10円 電熱器類 1日50円	利用者の希望によって利用(持込)された場合。
⑧貴重品管理	1ヶ月 1500円	通帳と印鑑を管理させて頂く場合。
⑨不用品処分料金	粗大ごみ(ダンボール1箱分) 500円 家電リサイクル料金 実費	利用者の希望によって依頼された場合。

※ (3) は、(1) 及び(2) で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合に要する費用です。
 ※ 利用者負担金は、指定の金融機関の口座から毎月 27 日頃に自動口座引落にてお支払い頂きます。ただし、自動引き落としの手続きが完了するまでは、振込等によりお支払い頂きます。

6 事故の防止

事故の発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故の発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の発生防止の担当者：小坪 大介

7 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っております。

高齢者虐待防止の担当者：小坪 大介

8 サービス利用に当たっての留意事項

①面会時間	午前 9 時～午後 8 時（入園は午後 7 時 30 分までです。）
②金銭・貴重品の管理	現金や貴金属、時計などの貴重品は、紛失されても補償できませんので、居室へのお持ち込みはご遠慮下さい。 金銭に関しましては別紙の「入所者預かり金取扱い規程」をご参照下さい。
③外出・外泊	前日までに、支援相談課までお申し出ください。入所されている方の体調等により外出等をお断りさせて頂く事がありますので、ご理解をお願い致します。
④ご家族の宿泊	前日までに、支援相談課までお申し出ください。 食事を希望される方は、1 食あたり夕食は 566 円、朝食は 463 円で提供できます。前日までに申し出下さい。
⑤飲酒・喫煙	飲酒、喫煙は所定の定められた場所でのみ可能です。
⑥設備の利用	共有物の取扱いは丁寧にご利用ください。重大な過失または故意による破損と認められる場合は弁償して頂く場合がございます。
⑦所持品の持ち込み	個人所有の品については、個人名を油性ペンで必ず記入して下さい。 また、大きなタンス等の家具類の持ち込みは、原則としてご遠慮下さい。
⑧その他	施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動等は禁止致します。 ペットのお持ち込み飼育はお断り致します。 火気の取扱いは禁止致します。ライター等は施設にお預け下さい。

9 緊急時等の対応方法

事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族や主治医、救急医療機関等に連絡致します。当施設所定の用紙に必要事項ご記入の上ご提出下さい。

10 協力医療機関等

名 称：西横浜国際総合病院 代表者：院長 三瓶 建二 所在地：横浜市戸塚区汲沢町 5 6 番地 連絡先：045-871-8855	名 称：横浜栄共済病院 代表者：院長 土屋 弘行 所在地：横浜市栄区桂町 132 番地 連絡先：045-891-2171
名 称：ゆめが丘総合病院 代表者：院長 齋藤 知行 所在地：横浜市泉区下飯田町 1609 番地 1 連絡先：045-803-1601	名 称：まいおか町歯科 代表者：院長 岩口 真路 所在地：横浜市戸塚区舞岡町 3544-3 連絡先：045-410-8861
名 称：ドクターメイト株式会社 代表者：青柳 直樹 所在地：東京都中央区東日本橋 3-7-19 東日本橋一ツビル 9 階 連絡先：03-6822-5055	

1.1 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「和みの園 事業継続計画」及び「和みの園 災害対策マニュアル」に則り対応致します。			
防災訓練	別途定める「特別養護老人ホーム 和みの園消防計画」に則り年2回以上、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加して実施します。			
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	22
	避難階段	4箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	34	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のある物を使用しております。			
防火管理者	飯田 敦			

1.2 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

お客様相談窓口	電話番号	045(851)0753
	FAX番号	045(851)1920
	窓口担当	支援相談課長 森谷 健一 介護支援専門員 田嶋 知穂
	対応時間	午前9時から午後5時まで

○苦情相談の解決について

- ①窓口担当者は、面接、電話、書面などにより苦情相談が寄せられた場合は、苦情の内容や苦情申出者の意向等を確認のうえ記録し、苦情解決責任者（施設長）と第三者委員会に報告します。（苦情申出者が第三者委員会への報告を拒否した場合は、第三者委員会への報告を行ないません。）また苦情の解決までの経過について、書面に記録します。
 - ②苦情解決責任者は、苦情申出者と話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出者は、第三者委員会の助言や立会いを求めることができます。また苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員会の助言を求めることができます。
 - ③苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について、一定期間経過後、苦情申出者に報告を行ないます。
 - ④苦情解決により、サービスの改善や実効性を担保するとともに、利用者の信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」や広報誌等実績を掲載し、公表します。
- 和みの園第三者委員会へも直接、苦情の申立てができます。第三者委員会への申し立てを希望される方は、和みの園のお客様相談窓口までご連絡ください。第三者委員会の連絡先をお知らせいたします。

○公的機関においても、苦情申出等ができます。

はまふくコール（横浜市役所健康福祉局高齢施設課）	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
	電話番号	045(263)8084
	FAX番号	045(641)6408
	対応時間	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045(329)3447
	対応時間	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで

13 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 和みの会
代表者名	理事長 佐藤 健一
所在地・電話	横浜市戸塚区東俣野町1705番地、045(851)0753
業務の概要	特別養護老人ホーム 和みの園の運営、 短期入所生活介護 和みの園の運営、 介護予防短期入所生活介護 和みの園の運営

令和 7年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明致しました。

事業者 事業者名 特別養護老人ホーム 和みの園

説明者

サービス契約にあたり、上記の通り説明を受け、その内容に同意し、これを受領致します。

利用者 氏 名